

(奨学金担当者様へ)

令和 6 年 4 月 1 日

公益財団法人丸山育英会 奨学生募集要項

公益財団法人丸山育英会は、令和6年度丸山育英会奨学金により、新潟県内の高等学校、中等教育学校後期課程もしくは高等専門学校に在学する生徒を下記により募集する。

1 趣 旨

この奨学金制度は、新潟県内の高等学校、中等教育学校後期課程もしくは高等専門学校に在学する生徒のうち学業・芸術・文化・スポーツ等の分野において優秀な資質と確固たる向上心を持ちながらも経済的事情により就学が困難である者に対して、奨学育英資金の給付及び奨学育英上必要な事業を行い、もって将来社会有用の人材を育成することを目的とする。

2 応募者の資格及び条件

- (1) 国 籍 : 問わない
- (2) 年 齢 : 問わない
- (3) 資 格 : 在籍校の学校長による推薦を得た者
- (4) 募集定員 : 各年度 奨学生30名

3 奨学金給付期間

1 年 間

4 奨学金給付額

月 額 10,000円

5 選 考

(1) 選考方法

- ① 推薦内容審査 選考委員会による推薦内容の審査
- ② 選 考 会 令和6年6月中

(2) 選考結果

選考結果については、推薦者である学校長を通じて採用者のみに通知する。

6 応 募 手 続

奨学生志願者は下記の書類を在籍校を通じ、丸山育英会事務局にその指定する期限（令和6年6月18日）までに提出する。

提出書類は一切返却しない。

- (1) 奨学生願書 (様式1) 成績表・所得証明書を添付すること
- (2) 奨学生推薦書 (様式2)

(注) 上記の書類が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合又は
付属書類（成績表・所得証明書）が完全に揃っていない場合は受理
しない。

- ※ 芸術・文化・スポーツ関係では、各種大会・競技会等で上位入賞の賞状
等がある場合、コピー（縮小・拡大し、A4サイズにしたもの）を同封し
てください。

7 奨学金給付の休止・停止・廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の給付

の休止・停止・廃止することがある。

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止する。
- (3) 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。
 - ① 傷痕疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - ② 学業成績又は素行が不良になったとき
 - ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき